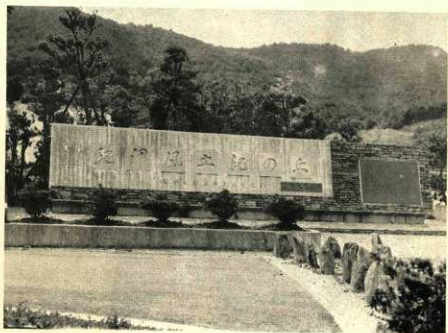


「紀伊風土記の丘」建設概要



昭和 48 年 12 月

和歌山県教育委員会

は し が き

「岩橋千塚古墳群」は、昭和27年文部省から特別史跡の指定をうけた全国にも類例のない一大古墳群集地域で、わが国の歴史の流れを知るうえに極めて貴重な遺産である。

近時、開発が急速に進むにつれて、この貴重な史跡の周辺にも開発が及んできたが、祖先が遺したこの文化財を保護するため、この地域一帯を買い上げ、環境整備して、永久に後世に伝承する目的のもとに、昭和43年度より5ヶ年の年月と8億8千万円の建設費をかけて、史跡公園「紀伊風土記の丘」を建設した。

ここに建設の概況をご報告し、建設にご協力を賜った多くの方々にあらためて感謝の意を表するとともに、この紀伊風土記の丘が、末永く県民の皆様に見まれ、歴史を通じて郷土愛を育くみ、さらに郷土文化の発展へかけ橋となることを念願してやまない次第である。

昭和48年12月

和歌山県知事 大 橋 正 雄

このたび、紀伊風土記の丘建設概要書が刊行されるにあたりまして、この史跡公園の建設のために絶大なご配慮を賜りました知事さんをはじめ、関係各位の皆様方にあらためて厚く御礼を申し上げます。

紀伊風土記の丘は、特別史跡岩橋千塚古墳群の保存および、すばらしい古代郷土文化の学習の場として、進んでこれを活用していただくために、園内には松下記念資料館を中心として、県内に残っていた江戸時代の代表的な民家や、本県にゆかりの深い万葉の歌に詠まれた草木を植えた植物園を配し、また500余基にのぼる古墳群の中へは園路を巡らし、一部の古墳の内部を観察できるよう整備するなど50万平方メートルにおよぶ史跡公園であります。

この風土記の丘が、県民皆様のものとして愛され、見まれ、生きた文化財学習の場としてご利用いただけますことをお願い申し上げます。

昭和48年12月

和歌山県教育委員会委員長

片 田 良 穂

紀伊風土記の丘建設経過表

月 日	事 項	
42. 8. 9	「風土記の丘」建設調査委員会設置	
42. 12. 12	「風土記の丘」建設調査委員会より、風土記の丘建設構想答申	
43. 3. 29	昭和43年2月議会において、紀伊風土記の丘建設費可決 昭和43年度予算	用地買上費 643,333千円 環境整備費 33,695千円
43. 6. 27	「紀伊風土記の丘」建設委員会設置	
43. 8. 21	和歌山市岩橋地区に風土記の丘建設協議会設置	
43. 10. 25	県教育庁内に紀伊風土記の丘建設事務室設置	
44. 3. 31	昭和44年2月議会において建設費可決 昭和43年度補正予算	用地買上費 6,000千円追加 環境整備費 11,500千円繰越
	昭和44年度予算	用地買上費 100,000千円 環境整備費 63,555千円
	昭和45.46年度買上予定地先行取得のため 債務負担限度額	279,482千円承認
44. 10	昭和44年9月議会において建設費可決 昭和44年度補正予算 特別会計	用地買上費 85,887千円追加
45. 3. 28	昭和45年2月議会において建設費可決 昭和44年度補正予算 特別会計	用地買上費 28,692千円次年度へ再計 環境整備費 5,000千円減額更正
	昭和45年度予算	用地買上費 106,645千円 環境整備費 204,338千円
45. 4. 1	県教育庁内に文化財課新設	
45. 11. 17	資料館起工式	
46. 3. 5	昭和46年2月議会において建設費可決 昭和45年度補正予算 特別会計	用地買上費 2,643千円次年度へ再計 環境整備費 70,229千円繰越
	昭和46年度予算	用地買上費 70,802千円 環境整備費 26,072千円 風土記の丘管理費 10,580千円
46. 4. 1	紀伊風土記の丘建設事務室改組	

46. 6. 21	和歌山県立紀伊風土記の丘資料館展示企画委員会設置	
46. 7. 16	昭和46年6月議会において建設費可決 昭和46年度補正予算	環境整備費 172,199千円追加 風土記の丘管理費 10,378千円追加
46. 8. 1	紀伊風土記の丘管理事務所設置	
46. 8. 2	紀伊風土記の丘開園式	
46. 10. 25	天皇、皇后両陛下行幸啓	
46. 10. 28	常陸宮、岡紀両殿下お成り	
47. 2. 28	昭和47年2月議会において建設費可決 昭和46年度補正予算 特別会計 昭和47年度予算	用地買上費 264,300千円次年度へ再計 用地買上費 184,950千円 環境整備費 87,560千円 風土記の丘管理費 19,999千円
47. 3. 17	三笠宮、岡紀両殿下お成り	
47. 10. 13	昭和47年9月議会において建設費可決 昭和47年度補正予算	用地買上費 415,050千円追加 風土記の丘管理費 82,810千円追加
47. 12. 20	昭和47年12月議会において建設費可決 昭和47年度補正予算	用地買上費 43,301千円追加
48. 3. 30	昭和48年2月議会において管理費可決 昭和47年度補正予算 昭和48年度予算	風土記の丘管理費 111,400千円減額更正 風土記の丘管理費 19,904千円
48. 10. 12	昭和48年9月議会において管理費可決 昭和48年度補正予算	風土記の丘管理費 61,000千円追加

紀伊風土記の丘建設・管理事業費一覧表

(単位:千円)

	昭 43	昭 44	昭 45	昭 46	昭 47	昭 48	計
用地買上費	70,333	157,195	132,694	70,802	105,533	-	536,557
(1) 国庫補助事業 用地買上費	52,000	100,000	106,645	70,802	103,301	-	432,748
(2) 県費単独事業 用地買上費	18,333	57,195	26,049	-	2,232	-	103,809
環境整備費	33,695	58,555	204,338	43,291	8,756	-	348,635
(1) 国庫補助事業 環境整備費	25,000	25,000	-	-	-	-	50,000
(2) 国庫補助事業 民家移築費	-	10,000	26,000	20,764	8,756	-	65,520
(3) 県費単独事業 環境整備費	8,695	23,555	28,338	22,527	-	-	83,115
(4) 県費単独事業 資料館建設費	-	-	150,000	-	-	-	150,000
風土記の丘管理費	-	-	-	20,958	26,866	20,514	68,338
(1) 資料館開館費	-	-	-	9,943	-	-	9,943
(2) 資料館運営費	-	-	-	6,100	7,722	8,352	22,174
(3) 資料館展示事業費	-	-	-	1,280	1,970	2,274	5,524
(4) 公園管理事業費	-	-	-	3,635	17,174	9,888	30,697
合 計	104,028	215,750	337,032	135,051	141,155	20,514	953,530

昭和48年12月現在

目 次

1. 建設の経過	1
(1) 「風土記の丘」建設事業	1
(2) 「風土記の丘」建設調査委員会	1
(3) 「紀伊風土記の丘」の位置と範囲	3
(4) 「紀伊風土記の丘」建設の構想	4
2. 建設の組織	7
(1) 「紀伊風土記の丘」建設委員会	7
(2) 風土記の丘建設協議会	9
(3) 紀伊風土記の丘建設事務室	11
3. 建設事業の概要	15
(1) 用地買上事業	15
(2) 環境整備事業	24
(3) 資料館建設事業	29
4. 開 園	31
(1) 資料館展示企画委員会	31
(2) 開 園 式	32
(3) 開 園 特 別 展	34
5. 管理組織	37
(1) 和歌山県立紀伊風土記の丘管理事務所	37
(2) 紀伊風土記の丘資料館協議会	40

岩橋千塚古墳群



1 建設の経過

(1) 「風土記の丘」建設事業

「風土記の丘」建設事業は、全国各地における伝統ある歴史的、風土の特性をあらわす古墳、城跡などの遺跡が多く存在する地域の広域保存と環境整備を図り、あわせてこの地域に地方文化の所産としての歴史資料、考古資料、民俗資料の収集・展示するための資料館の設置を行ない、これらの遺跡および資料等の一体的な保存および普及活用を図ることを目的として、文化庁が昭和41年度より都道府県に補助して建設をすすめてきた事業で、昭和41年度は宮崎県が「西都原」古墳群に「西都原風土記の丘」を、昭和42年度は埼玉県が「さきたま」古墳群に「さきたま風土記の丘」の建設に着手してきた。

和歌山県には、「西都原」または「さきたま」古墳群に匹敵する大規模な古墳群「岩橋千塚」をはじめとし、国および県指定の史跡を110余保有しているが、最近の急速な開発により、随所に破壊をみつめる折柄、これらの文化遺産の保存を図るために、その用地を買い上げ史跡公園として整備することが理想的な保存方法であり、また昭和46年に招致が決定した国民体育大会に、県外選手団をはじめとする多数の来県者に本県文化を紹介するうえにも、県内の適当な史跡を選定し、ここに風土記の丘を建設することは時宜を得た事業でもあるから、昭和42年に風土記の丘建設事業を起すべく調査を始めたことになった。

(2) 「風土記の丘」建設調査委員会

昭和42年8月9日、風土記の丘建設の調査研究を行なうにあたり、県教育委員会の諮問機関として「風土記の丘」建設調査委員会が設置され、県教育委員会から諮問された風土記の丘建設の位置、規模、構想等について検討することになった。

調査委員会では風土記の丘建設の位置として、特別史跡「岩橋千塚古墳群」、史跡「紀伊国分寺跡」および史跡「上野原寺跡」等が候補地にあげられたが、結局和歌山市東部に位置し、市の中心地から6キロメートルの距離にある特別史跡「岩橋千塚古墳群」を中心にその周辺古墳群を含めた地域に風土記の丘を建設することが適当で、名称を史跡公園「紀伊風土記の丘」（岩橋千塚古墳群）としてその規模、構想については昭和42年12月12日、県教育委員会に答申がなされた。

この答申にもとづき「紀伊風土記の丘」建設事業計画が策定され、文化庁（当時文化財保護委員会）と交渉の結果、和歌山県は宮崎県、埼玉県についで昭和43年度から全国第3番目の風土記の丘建設事業が国の補助事業として承認されることになり、国民体育大会が開催される昭和46年まで4ヶ年計画で「紀伊風土記の丘」を建設することになった。

なお、この委員会は、「風土記の丘」建設に関する県教育委員会の諮問事項についての調査を終了し、調査結果を答申後任務が終了し解散した。

(設置)

第一條 「風土記の丘」を建設するに必要なる調査機關とするため、「風土記の丘」建設調査委員会(以下「委員会」とする。)を設置する。

(組織)

第二條 委員会は、「風土記の丘」の建設に關し、京都山嵎建設委員会(以下「建設委員会」とする。)の協同に於て、専門的指導をせしむる機關を設け、必要なる調査を遂行せしめ、調査結果を報告し、または必要と認めるときはついで建設委員会を指導するものとする。

(組織表)

第三條 委員会は、委員二十人以上で組織する。

第四條 委員は、次に掲げるもののうちから建設委員会が推薦する。

- 一 京都府知事
- 二 京都山嵎文化伝播専門指導会会長
- 三 京都山嵎建設委員会の代表
- 四 京都山嵎建設委員会の委員
- 五 京都山嵎の市長
- 六 京都山嵎の町長

第五條 委員会は、委員長一人、副委員長二人を選出する。

第六條 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

第七條 委員長は、委員会の議長となり、会務を指導し、委員会を代表する。

第八條 委員長は、委員会を代表し、委員会を指導するものは、その職務を代行する。

(出席)

第九條 委員の出席は、「風土記の丘」建設のための調査に必要とするものを除く。

(設置)

第十條 この設置に必要とするものは、委員会の議決及び建設委員会に必要と認めるときは、建設委員会に提出して決定する。

(設置)

第十一條 この設置は、昭和四十二年八月九日から施行する。

学 識 経 験 者	文 学 博 士 (考 古)	永 永 雅 雄	関西大学教授
	工学博士(都市計画)	西山 卯 三	
県文化財専門審議会	工 学 博 士 (建 築)	伊 藤 延 男	京都大学教授
	奈良国立文化財研究所 平城宮跡発掘調査部長 松下電器産業株式会社 会長	杉 山 信 三	
県文化財専門審議会	県文化財研究会長	山 口 孫 一	紀陽銀行頭取
	(民 俗)	栗 栖 安 一	
県 議 会	(考古・史跡)	賀 三 郎	和歌山市議会
	(考 古)	堀 磨 正 信	
和歌山市議会	(史 跡)	田 中 敬 忠	和歌山市議会
	県議会議長	佐 野 勇	
和歌山市関係	県議会文教委員長	楠 見 勝 寛	和歌山市関係
	和市議会議長	中 谷 信	
和歌山市関係	和市議会文教委員長	野 崎 弘	和歌山市関係
	副知事	中 沢 哲 夫	
和歌山市関係	出納長	飯 谷 忠 良	和歌山市関係
	企画部長	玉 井 季 男	
和歌山市関係	土木部長	吉 海 正	和歌山市関係
	助 役	梅 本 新 十 郎	
和歌山市関係	建設部長	島 良 忠	和歌山市関係
	教育長	稻 垣 優	

(3) 「紀伊風土記の丘」の位置と範囲

「岩橋千塚古墳群」は行政区域の名称でないから、その範囲は解釈によって若干異なるが、さきに和歌山市が関西大学考古学研究室に委嘱して調査した岩橋千塚の範囲は、東は天王塚山山頂に位置する前方後円墳をはじめとし、西は大谷山、大日山さらに福飯ヶ塚の山頂にかけて存在する500余基の古墳群で、この行政区は和歌山市岩橋、全嶋神、全井辺、全森および全寺内にまたがる150万平方メートルにおよぶ広範な地域である。

文部省が昭和27年3月29日に特別史跡として指定した地域は、この中岩橋朝山の一部25万5千346平方メートルの地域(この地域は、大字岩橋中の共有山になっている)で、約250基の古墳が集中的に存在しているところであるが、建設調査委員会が「紀伊風土記の丘」の範囲として答申したのは、現指定地に加え、隣接山林25町歩余の周辺古墳群地域および山麓約5町歩を合せた地域であった。

この答申の範囲には約350基の古墳が含まれており、この範囲外にある古墳は周辺に点在するままたは小群集をなしていてもかなり距離があり、これらを含めようとするれば甚大な面積とな

って地形的にも予算的にも買収が困難となることが予想せられたのである。

(4) 「紀伊風土記の丘」建設の構想

岩橋千塚古墳群は、6世紀頃に築造された紀伊の国造紀氏一族の墳墓といわれ、古墳の種類は前方後円墳、円墳、方墳と各種あって、全国的に類例を見ない一大群集墳を形成しているが、その環境は熊笹、灌木等が密生し、あたかもジャングルの様相を呈しており、わずかに山上に登るための小径が数本あるのみで、古墳の探勝などともいふ状況である。

公園整備にあたっては、基本的にはできる限り現状を要しないことが望ましいが、一般の生きた文化財学習の場として活用するためには、園路、探勝路、説明板等最少限度の環境整備は必要で、とくに古墳は、永い年月の間に盗掘等により原形が変形しているので、学術的配慮のもとに修復または復元する必要がある。

また風土記の丘建設の目的である地方文化の遺産としての遺跡と資料等の一体保存、および普及活用を図るためには、資料館等の展示施設も必要で、以上のような視点から建設調査委員会より環境整備構想に關し次のとおり答申があった。

ア 基本構想

特別史跡「岩橋千塚古墳群」の古墳は、永い年月の間に原形が変形しているため、学術的な配慮をもって修復を行ない、主要古墳については、その復元をはかる。

なお、主な古墳ごとに標識・説明板を設置し、地域内の樹林は適宜残存させるとともに花木を配置し自然環境を整備する。

イ 各地区の整備

前庭部 — 古墳群を眺望できる形態に整備し、あわせて眺望園地を造成する。

山麓部 — 花木等による造園美化をはかり、民家集落ならびに資料館等を建設する。

山腹東側 — すぐれた眺望のもとに古墳群が観察できるように整備する。

山腹西側 — つとめて現状のままとし、自然美の保存をはかる。

山頂尾根部 — 尾根の古墳を縦走する探勝道路を造成し、古墳のうち必要なものについては内部構造の観察できる施設を行なう。

ウ 諸施設

園 路 — 園内を一周する幹線園路を設け、支線として小古墳群への探勝路を設ける。

植 物 園 — 1,000坪以上確保し、郷土色豊かに古代色を加味する。

資 料 館 — 敷地および外観については古墳群の景観に影響を与えないよう配慮する。展示室とあわせて研究・整理室を置く。

民家集落 — 農家・町家・商家等各時代、各階層の代表的建築を県内より選定移築する。特に屋敷構えや周囲の環境の保持につとめ、古墳群との調和を考慮する。なお、民家の内部を利用して民俗資料等を展示する。

駐 車 場 — 地区外に設置し、1,000坪程度とする。施設サービス車を除き、一般は入口より徒歩で進行する。

1 建 設 の 経 過

(1) 「風土記の丘」建設事業

「風土記の丘」建設事業は、全国各地における伝統ある歴史的、風土的特性をあらわす古墳、城跡などの遺跡が多く存在する地域の広域保存と環境整備を図り、あわせてこの地域に地方文化の遺産としての歴史資料、考古資料、民俗資料の収集・展示するための資料館の設置を行ない、これらの遺跡および資料等の一体的な保存および普及活用を図ることを目的として、文化庁が昭和41年度より都道府県に補助して建設をすすめてきた事業で、昭和41年度は宮崎県が「西都原」古墳群に「西都原風土記の丘」を、昭和42年度は埼玉県が「さきたま」古墳群に「さきたま風土記の丘」の建設に着手してきた。

和歌山県には、「西都原」または「さきたま」古墳群に匹敵する大規模な古墳群「岩橋千塚」をはじめとし、国および県指定の史跡を110余保有しているが、最近の急速な開発により、随所に破壊をみつつある折柄、これらの文化遺産の保存を図るために、その用地を買上り史跡公園として整備することが理想的な保存方法であり、また昭和46年に招致が決定した国民体育大会に、県外選手団をはじめとする多数の来県者に本県文化を紹介するうえにも、県内の適当な史跡を選定し、ここに風土記の丘を建設することは時宜を得た事業でもあるから、昭和42年に風土記の丘建設事業を起すべく調査を始めたことになった。

(2) 「風土記の丘」建設調査委員会

昭和42年8月9日、風土記の丘建設の調査研究を行なうにあたり、県教育委員会の諮問機関として「風土記の丘」建設調査委員会が設置され、県教育委員会から諮問された風土記の丘建設の位置、規模、構想等について検討することになった。

調査委員会では風土記の丘建設の位置として、特別史跡「岩橋千塚古墳群」、史跡「紀伊四分寺跡」および史跡「上野原寺跡」等が候補地にあげられたが、結局和歌山市東部に位置し、市の中心地から6キロメートルの距離にある特別史跡「岩橋千塚古墳群」を中心にその周辺古墳群を含めた地域に風土記の丘を建設することが適当で、名称を史跡公園「紀伊風土記の丘」（岩橋千塚古墳群）としてその規模、構想については昭和42年12月12日、県教育委員会に答申がなされた。

この答申にもとづき「紀伊風土記の丘」建設事業計画が策定され、文化庁（当時文化財保護委員会）と交渉の結果、和歌山県は宮崎県、埼玉県について昭和43年度から全国第3番目の風土記の丘建設事業が国の補助事業として承認されることになり、国民体育大会が開催される昭和46年まで4ヶ年計画で「紀伊風土記の丘」を建設することになった。

なお、この委員会は、「風土記の丘」建設に関する県教育委員会の諮問事項についての調査を終了し、調査結果を答申後任務が終了解散した。

って地形的にも予算的にも買取が困難となることが予想されたのである。

(4) 「紀伊風土記の丘」建設の構想

岩橋千塚古墳群は、6世紀頃に築造された紀伊の国造紀氏一族の墳墓といわれ、古墳の種類は前方後円墳、円墳、方墳と各種あって、全国的に類例を見ない一大群集墳を形成しているが、その環境は熊笹、灌木等が密生し、あたかもジャングルの様相を呈しており、わずかに山上に登るための小径が数本あるのみで、古墳の探勝など思いもよらぬ状況である。

公園整備にあたっては、基本的にはできる限り現状を変更しないことが望ましいが、一般の生きた文化財学習の場として活用するためには、園路、探勝路、説明板等最少限度の環境整備は必要で、とくに古墳は、長い間の年月に盗掘等により原形が変形しているので、学術的配慮のもとに修復または復元する必要がある。

また風土記の丘建設の目的である地方文化の所産としての遺跡と資料等の一体保存、および普及活用を図るためには、資料館等の展示施設も必要で、以上のような観点から建設調査委員会より環境整備構想に関し次のとおり答申があった。

ア 基本構想

特別史跡「岩橋千塚古墳群」の古墳は、長い年月の間に原形が変形しているので、学術的な配慮をもって修復を行ない、主要古墳については、その復元をはかる。

なお、主な古墳ごとに標識・説明板を設置し、地域内の樹林は適宜残存させるとともに花木を配置し自然環境を整備する。

イ 各地区の整備

前庭部 — 古墳群を眺望できる形態に整備し、あわせて眺望園地を造成する。

山麓部 — 花木等による造園美化をはかり、民家集落ならびに資料館等を建設する。

山腹東側 — すぐれた眺望のもとに古墳群が観察できるように整備する。

山腹西側 — つとめて現状のままとし、自然美の保存をはかる。

山頂尾根部 — 尾根の古墳を縦走する探勝道路を造成し、古墳のうち必要なものについては内部構造の観察できる施設を行なう。

ウ 諸施設

園路 — 園内を一周する幹線園路を設け、支線として小古墳群への探勝路を設ける。

植物園 — 1,000坪以上確保し、郷土色豊かに古代色を加味する。

資料館 — 敷地および外観については古墳群の景観に影響を与えないよう配慮する。展示室とあわせて研究・整理室を置く。

民家集落 — 農家・町家・漁家等各時代、各階層の代表的建築を県内より選定移築する。特に屋敷構えや周囲の環境の保持につとめ、古墳群との調和を考慮する。なお、民家の内部を利用して民俗資料等を展示する。

駐車場 — 地区外に設置し、1,000坪程度とする。施設サービス車を除き、一般は入口より徒歩で通行する。

水飲場・公衆便所 — 必要に応じ自然の景観を害しないよう、適地に配置する。

その他 — 標識・説明板等は必要に応じて設置し、環境に適した遊りとし、眺望地点には周りに適したベンチ・野外卓等を置き、現存木を利用し、樹木を栽植して修景する。

をむにする。

(出席)

第四夜 総会の出席は、「紀伊風土記の丘」建設を促すものである。ただし、建設地は既に
田舎に現れぬ総会を促す総会である。と述べた後、その趣意を述べた。

(退席)

第五夜 総会では、第四の事項を調査するものである。総会を促すものである。

2 総会に出席する総会では、建設地を促す。

3 総会に出席する総会。

4 総会では、建設地に関する総会のものである。

5 総会では、建設地の調査を促す。

6 総会では、建設地の調査に関する事項を調査する。と述べた後、その趣意を述べた。

(退席)

第六夜 総会では、第五の事項を調査する。

2 総会では、建設地の調査に関する事項を調査する。と述べた後、その趣意を述べた。

3 総会では、建設地に関する事項を調査する。と述べた後、その趣意を述べた。

(退席)

第七夜 総会では、第六の事項を調査する。と述べた後、その趣意を述べた。

2 総会では、建設地の調査に関する事項を調査する。と述べた後、その趣意を述べた。

(退席)

第八夜 総会では、第七の事項を調査する。と述べた後、その趣意を述べた。

(退席)

第九夜 この事項に関するものは、総会では、建設地の調査に関する事項を調査する。と述べた後、その趣意を述べた。

中 間

この事項は、昭和四十三年六月十七日から調査する。

「紀伊風土記の丘」建設委員会委員

会 長	和歌山県知事	大 橋 正 雄	
副 会 長	和歌山県議会議長	佐 野 勇	
"	和歌山市長	宇 治 田 省 三	
"	和歌山県文化財研究会長	山 口 祐 一	
(一号) 委員	和歌山県議会文教委員長	楠 見 勝 寛	
(二号) 委員	和歌山市議会議長	中 谷 悟	用地部会
"	和歌山市議会教育民生委員長	野 崎 弘	"
(三号) 委員	和歌山県文化財専門審議会委員長	栗 栖 安 一	環境整備部会
" 委 員	"	堀 磨 正 信	"
" 委 員	"	巽 三 郎	"
(四号) 委員	和歌山市文化財保護委員会委員長	田 中 敬 忠	"
(五号) 委員	文 学 博 士	末 永 雅 雄	環境整備部会長
"	工 学 博 士	西 山 卯 三	環境整備部会
"	奈良国立文化財研究所 平城宮跡発掘調査部長	坪 井 清 足	"
"	建造物研究室長	伊 藤 延 男	"
"	和歌山大学学長	齊 藤 利 三 郎	
"	松下電器産業株式会社会長	松 下 幸 之 助	
(六号) 委員	和歌山県副知事	中 沢 哲 夫	
" 出 納 長	"	飯 谷 志 良	資金部会
" 理 事	"	室 谷 文 男	用地部会
" 総務部長	"	佐 藤 順 一	資金部会
" 企画部長	"	玉 井 季 男	"
" 土木部長	"	吉 海 正	用地部会
" 農林部長	"	山 本 正 三	"
(七号) 委員	和歌山県教育委員会委員長	松 林 芳 美	環境整備部会
" 委 員	"	山 本 達 男	用地部会長
" 委 員	"	片 田 良 穂	資金部会長
" 委 員	"	隅 田 修 二	用地部会
" 委 員	"	坪 野 賢 三	"
(八号) 委員	和歌山市教育委員会委員長	内 藤 俊 彦	用地部会

(2) 風土記の丘建設協議会

紀伊風土記の丘建設に関する基本計画を、地元の和歌山市官橋地区代表者に説明し、用地買収等に関する協力を依頼した。

地元においては、この計画を推進するため、昭和43年8月21日、委員63名（うち実行委員11人）による風土記の丘建設協議会を設置し、今後用地買収をはじめ、地元に関連のある事項については、この協議会と協議しながら進めることになった。

風土記の丘建設協議会委員

	氏 名	自治会名		氏 名	自治会名
会 長	北 川 芳 二		委 員	北 川 守 次	宇 田
副会長	藤 本 良 雄			池 田 喜代秋	"
"	明 楽 数 男		"	林 善 三 郎	"
"	小 谷 重 次		"	吉 田 直 由	"
会 計	高 木 正 男		"	北 川 博 美	"
監 査	吉 林 勝 一		"	岩 橋 憲 太 郎	小 路
"	布 居 静 夫		"	松 本 喜 代 一	"
"	福 島 伝 三 郎		"	藤 本 安 造	"
書 記	中 尾 義 清		"	下 村 直 嗣	"
委 員	森 田 啓	西垣内一	"	前 田 猶 一	"
"	藤 本 純 一	"	"	楠 本 兵 太 郎	"
"	林 実	"	"	小 谷 信 一	北 東
"	藤 本 信 也	"	"	岩 橋 義 雄	"
"	林 庸 一	"	"	岩 橋 計 夫	"
"	吉 本 義 見	西垣内三	"	岩 橋 栄 太 郎	"
"	山 田 俊 彦	"	"	松 江 久 一	"
"	岩 井 義 治	"	"	三 田 修	"
"	田 口 博 見	"	"	沢 村 辰 雄	"
"	松 下 南	"	"	楠 本 熊 一	高 柳
"	小 山 芳 次 郎	"	"	湯 橋 寿 夫	"
"	木 村 庄 太 郎	"	"	松 坂 義 光	"
"	南垣内 純 太 郎	西垣内二	"	堀 井 行 雄	岩 出
"	石 井 政 一	"	"	岩 橋 定 雄	"
"	林 高 見	"	"	岩 橋 長 治	"
"	山 口 隆 三	"	"	岩 橋 巖	"
"	岩 橋 光 太 郎	宇 田	"	尾 崎 栄 造	梶 中
"	堀 川 福 義	"	"	楠 本 義 純	"
"	楠 本 茂 樹	"	"	安 井 実	"
"	岩 橋 秀 臣	"	"	岩 橋 善 一	"

	氏 名	自治会名		氏 名	自治会名
委 員	岩 橋 一 次	梶 中	相談役	林 久 雄	
相談役	林 信 男	"	"	白 井 義 一	
"	柳 省 悟				

(3) 紀伊風土記の丘建設事務室

県教育委員会において、紀伊風土記の丘建設事業は社会教育課が担当してきたが、今後大規模な事業を実施するためには用地買収、土木工事、建築工事等の専門職員が必要となるので、建設業務を推進するために教育庁内に教育次長を長とする執行組織、紀伊風土記の丘建設事務室を設置することになった。

このため教育庁組織規則の一部が、昭和43年10月25日改正され、紀伊風土記の丘建設事務室を設置、教育庁社会教育課を主として教育庁内各課より16名、また用地買収、補償、土木工事等専門業務に従事するため知事部局からも9名が出向、合計25名の職員がそれぞれ現在所属の課と業務発令された。

また、同日付をもって、教育委員会訓令で紀伊風土記の丘建設事務室規程が制定され、社会教育課を事務室とし、昭和44年1月7日以降は、県庁内に専用分室を開設し建設業務を推進することになった。

建設事業が造勢した昭和46年4月1日には、開園に備えて、組織規則の一部を改正、建設事務室給養班、業務班を庶務課、業務課および資料課に改組、7名の専任職員が建設事務室に発令された。

紀伊風土記の丘建設事務室の組織図

(留置田十川市建設課長室に設置)

紀伊風土記の丘建設事務室の組織図(留置田十川市建設課長室に設置)

留置田十川市建設課長室に設置

留置田十川市建設課長室に設置

留置田十川市建設課長室に設置

留置田十川市建設課長室に設置

記伊風土記の丘建設事務所設置

(昭和四十四年三月建設省令第1号)

(略語)

第1条 この設置は、和歌山県建設庁設置法(昭和二十七年法律第百四十四号)第1条第1項の
規定にかかわらず、記伊風土記の丘建設事務所(以下「所」といふ。)(の)設置は、この法律に
いう事項に準ずるものとする。

(組織)

第2条 所は、次の如く組織する。

所長

副所長

課長

(課の分掌事務)

第3条 各課の分掌事務は、次のとおりとする。

所長

1 全所の業務を掌理する。

1 記伊風土記の丘建設事務所を掌理する。

1 記伊風土記の丘建設に関する事務を掌理する。

1 記伊風土記の丘建設に関する財政上の事務を掌理する。

1 他の所の事務に關する事務を掌理する。

所長

1 財政課を掌理する。

1 建設課を掌理する。

1 建設課を掌理する。

1 建設課を掌理する。

2 分掌事務の所掌にわたる事項は、次のとおりとする。

(課の設置)

第4条 所は、建設、財政、建設に関する専門員を置く。建設の事務を掌理する。

1 建設は、建設に関する事務を掌理する。

1 財政は、社会教育課を掌理する。

(略語)

第5条 所は、次の事項を掌理し、所長を所長とする。

1 財政は、建設を掌理し、建設に関する事務を掌理する。

1 建設は、建設に関する事務を掌理する。

1 建設は、建設に関する事務を掌理する。

1 建設は、建設に関する事務を掌理する。

(略語)

第6条 この設置は、次のとおりとする。この設置は、和歌山県建設庁設置法(昭和二十七年法律第百四十四号)第1条第1項の
規定にかかわらず、記伊風土記の丘建設事務所(以下「所」といふ。)(の)設置は、この法律に
いう事項に準ずるものとする。この設置は、和歌山県建設庁設置法(昭和二十七年法律第百四十四号)第1条第1項の
規定にかかわらず、記伊風土記の丘建設事務所(以下「所」といふ。)(の)設置は、この法律に
いう事項に準ずるものとする。

この設置は、和歌山県建設庁設置法(昭和二十七年法律第百四十四号)第1条第1項の
規定にかかわらず、記伊風土記の丘建設事務所(以下「所」といふ。)(の)設置は、この法律に
いう事項に準ずるものとする。

所長

この設置は、和歌山県建設庁設置法(昭和二十七年法律第百四十四号)第1条第1項の
規定にかかわらず、記伊風土記の丘建設事務所(以下「所」といふ。)(の)設置は、この法律に
いう事項に準ずるものとする。

記伊風土記の丘建設事務所

職名	所	氏名
室長	教育次長	井上光雄
室次長	教育庁社会教育課長	前田敏郎
専門員	企画部開発計画課主幹	宮本順香
"	教育庁総務課専門技術員	小谷大作
"	土木部監理課用地専門員	柄村重和
(総務班)		
班長事務取扱	教育庁社会教育課長	前田敏郎
専門員	" 課長補佐	海野正幸
"	" 庶務係長	森井健児
"	" 文化財係長	岩田匡
"	" 総務課予算係長	井上至
"	" 学校教育指導主事	山本哲敬
主事	" 社会教育課主事	武部吉宏
(業務班)		
班長事務取扱	企画部開発計画課主幹	宮本順香
専門員	農林部企画員	大藪義彦
"	土木部監理課用地専門員	植松隆一
"	教育庁社会教育課文化財保護主事	梅村秀行
"	" 総務課庶務係長	三宅秀彦
"	" 行政課地方係長	清原和夫
"	" 行政課共済福祉係長	畔柳芳光
"	" 教職員課庶務係長	中尾豊治
"	農林部農地課農地企画員	上野欽三
"	開発公社業務課業務係長	藤田尚徳
"	" 工務課専門技術員	大浦達雄
"	" 農地調整員	森谷容堂
主事	教育庁社会教育課主事	坂口一郎
"	"	小賀直樹
技師	土木部計画課技師	白木茂

紀伊風土記の丘建設事業

建設前の山麓部風景 (昭和45. 1. 29)



建設後の全上風景 (昭和47. 3. 31)



3 建設事業の概要

(1) 用地買上事業

ア 計画面積

紀伊風土記の丘建設計画の実施にあたっては、建設委員会に諮問しながら進められてきたが、取付道路についてはとくに建設委員会の要望によって市員を8メートルから20メートルに拡更このため路線も用地買上の可能性を考慮して、当初基本設計の位置を変更することになった。

これによって買上予定範囲を地図上に記入し、面積計算の結果、次のようになり、この面積が紀伊風土記の丘建設計画面積となった。

指定地 478,307平方メートル (50町6反1畝18歩)

指定地外 31,120平方メートル (3町4反2畝12歩)

合計 509,427平方メートル (54町0反4畝0歩)

このうち指定地とは、特別史跡「岩橋千塚古墳群」を含む古墳群集地区をいい、将来買上後は全域特別史跡に指定され、用地買上費の半額は国庫から補助される地区であり、指定地外とは、指定地に付帯する取付道路、駐車場、資料館敷地等として整備される地区である。

イ 境界線調査

昭和43年12月、計画範囲の土地所有者から立入同意の了承を得て、境界線を定めるための境界線測量調査をはじめた。

全体広範な面積のうへ、とくに山頂部、山麓部は灌木、蔓植物におおわれた山林を伐採しながらの測量のため、調査に長期間を要し、翌44年3月中旬に終了、地元に買上範囲を公表した。

買上価格等は、追って交渉によるものとし、原則的に紀伊風土記の丘の範囲については、地元の了解を得るところとなった。

ウ 買上交渉

買上交渉は共有山 (特別史跡指定地 — 大字岩橋中所有)、山林、畑、田別に所有者の代表と買上単価、補償方法等基本的な条件について交渉し、代表者との了解次第、個々の土地所有者と土地売買契約を締結してきた。

代表者との交渉の最終は昭和44年7月に終了した。

土地 (ウ) 共有山 昭和44年3月

(イ) 畑 (墳墓地も同様) 昭和44年4月

(ウ) 田 昭和44年7月

(ニ) 山林 昭和44年4月

補償 (ア) 立木は土地代金に含め、補償しない。

(イ) 果樹は樹種別・樹令別・段階別により、果樹本数によって補償する。

(ウ) 構築物 (小倉、井戸、貯水櫃、肥溜等) は物件ごとに鑑定の上で補償する。

(ニ) 墳墓は移転料、祭祀料を県補償基準によって補償する。

(イ) 水利決済金は、半額を水利組合に補償する。

(ロ) 付作物は、収獲を認め補償しない。

エ 契 約

代表者と基本的買上条件について了解後、個人ごとに契約段階ではそれぞれ地形的特殊性、補償物件の特質性等千差万別で、そのうえ用地所有者は北海道、東京、横浜、大阪に居住する者もあって、昭和44年3月末から約500日を要して、計画面積の92%の契約ができたが残余の大日山麓(東部)、天王山頂(西部)部分については地形的な制約もあって買上検討中のところ。また大谷山方面の開発が急速に進んできたため、その方面の古墳群保護が急を要することになったので、昭和46年度末から昭和47年度にかけて大谷山古墳群地区を買上げた。

用地費は、契約と同時に半額を、登記終了後残り半額の支払いを行ない、補償費は、契約と同時に支払いを行った。

紀伊墨土記の丘用地買上進捗表(大谷山方面の買上を除く)

	契 約 件 数		契 約 面 積		計画面積に対する百分比%
	件 数	累 計	面 積 ^{m²}	累 計 ^{m²}	
44年 3月	16	16	142,805	142,805	28.0
4月	0	16	0	142,805	28.0
5月	10	26	133,929	276,734	54.3
6月	12	38	3,583	280,317	55.0
7月	26	64	7,836	288,153	56.6
8月	11	75	29,330	317,483	62.3
9月	11	86	14,708	332,191	65.2
10月	9	95	72,930	405,121	79.5
11月	5	100	1,294	406,415	79.8
12月	10	110	5,129	411,544	80.8
45年 1月	3	113	3,203	414,747	81.4
2月	1	114	2,350	417,097	81.9
3月	1	115	320	417,417	81.9
4月	10	125	12,327	429,744	84.4
5月	1	126	423	430,167	84.4
6月	35	161	33,600	463,767	91.0
7月	6	167	3,449	467,216	91.7

用地買上契約一覧表

契約月日	地 名	地 番	地 目	地 積 ^{m²}	契 約 者 住 所	契 約 者
44. 3. 31	岩 橋	1408	畑	234	和歌山市岩橋 205	沢村徳次郎
" "	"	1414	"	79	" 栗栖 439	栗栖 正
" "	"	1416	"	152	" "	"
" "	"	1417	"	264	" 岩橋 205	沢村 辰雄
" "	"	1418	"	307	" " 1070	田村純二郎
" "	"	1419	"	238	" " 1612	武田 亮造
" "	"	1423	"	221	" " 1115	池田 勝己
" "	"	1424	"	928	" " "	"
" "	"	1797	"	1,123	" " 1798	岩本しかえ
" "	"	1800-1	"	2,016	" " 1115	池田 鶴吉
" "	"	1800-2	"	1,342	" " 1798	岩本しかえ
" "	"	1801	"	456	" "	"
" "	"	1802	"	191	" " 1115	池田 鶴吉
" "	"	1803	"	1,457	" "	"
" "	"	1804	山 林	1,603	" "	"
" "	"	1833	"	132,194	和歌山市岩橋	北川芳二ほか
" "	"	1834 合併	"	123,161	"	10名
44. 5. 23	岩 橋	"	"	123,161	"	"
" "	"	1816-3	畑	998	" " 1115	池田 寛
" "	"	1816-4	"	446	" " 136	鳥居 政雄
" "	"	1817	"	1,576	" 栗栖 496	松本 雅雄
" "	"	1823	"	869	" " 199	岩橋 義雄
" "	"	1806	"	1,494	海草郡下津町中 375	山野 貴範
" "	"	1811	"	2,238	" "	"
" "	"	1812	山 林	995	和歌山市岩橋1737	橋本 茂樹
" "	"	1813-2	畑	26	" "	"
" "	"	1814	山 林	2,135	" "	"
44. 6. 12	岩 橋	1415	畑	135	" " 439	栗栖 正
" "	"	1416-2	"	148	" " 1117	花野 稔
" "	"	1412	"	105	" " 1067	岩橋 春雄
" "	"	1413	"	561	" " 1691	武田 浩
" "	"	1426	"	638	" " 657-2	池田 勝己
" "	"	1425	"	413	" "	"
" "	"	1427	"	343	" "	"

44. 6. 12	岩橋	1428	山林	327	和歌山市岩橋657-2	池田 勝己	44. 8. 25	岩橋	1827-3	山林	2809	和歌山市岩橋1147	岩橋 秀臣
44. 6. 18	岩橋	1263-1	畑	135	" " 1130	岩橋しげ子	" "	" "	1827-4	" "	7174	" "	" "
" "	" "	1406	" "	102	" " 1119	堀川 福義	" "	" "	1824	" "	9183	" " 1152	前島 映子
" "	" "	1259	" "	386	" " 206	中河 義純	" "	" "	1825	" "	1196	" "	" "
" "	" "	1262-1	" "	290	" " 1119	堀川 福義	44. 8. 29	岩橋	1796-2	畑	528	" 栗栖 481	大谷信太郎
44. 7. 3	岩橋	1391-2	田	264	" 栗栖921-4	橋 満	" "	" "	1796-1	" "	6449	" "	大谷 啓彦
" "	" "	1348-2	" "	178	" "	" "	44. 9. 12	岩橋	1813-1	山林	7364	" 岩橋1177	楠本 茂樹
" "	" "	1303-4	" "	201	" 岩橋1698	田中富美子	" "	" "	1816-1	畑	1123	" 築港 4-9	田口 安夫
" "	" "	1403	" "	525	" " 1111	玉井 和子	" "	" "	1805-2	" "	1828	" 栗栖 497	松本 正次
" "	" "	1404-2	" "	145	" " 1770	河野 高信	" "	" "	1807	墳墓地	991	" 岩橋1120	楠本 忠純
" "	" "	1349-2	" "	370	" " 1059	松本喜代一	44. 9. 20	岩橋	1815	雑種地	1077	" " 1716	田口 歌美
" "	" "	1396-2	" "	267	" " 1704	松下新太郎	" "	" "	1405	田	396	" " 1119	堀川 福義
" "	" "	1310	" "	95	" " 1707	林 勇	" "	" "	1409	畑	357	" "	" "
" "	" "	1308	" "	267	" "	" "	" "	" "	1402-2	田	481	" "	" "
" "	" "	1270	" "	323	" " 1127	岩橋 忠昭	" "	" "	1407	" "	257	" "	" "
" "	" "	1336-2	" "	317	" " 1715	岩上隆次郎	" "	" "	1269-2	" "	696	" " 1716	田口 敬美
" "	" "	1393-2	" "	396	" " 1168	北川 博	44. 9. 24	岩橋	1260-1	墳墓地	138	北海道常呂郡留辺 町	岩橋 忠平
" "	" "	1322-2	" "	46	" " 1694	藤本 敏秋	44. 10. 4	岩橋	1263-3	公 円	201	和歌山市和歌浦 660	西本健治郎
" "	" "	1271-2	" "	42	" " 1734	楠本 茂樹	44. 10. 20	岩橋	1835-1	山林	69,335	東京都三鷹市下蓮葉 65	沼 誠一
" "	" "	1401-2	" "	357	" " 1147	岩橋 秀臣	44. 10. 21	岩橋	1819	畑	386	和歌山市岩橋1117	山本 四郎
" "	" "	1400	" "	413	" "	" "	" "	" "	1422	" "	578	" "	" "
" "	" "	1303-3	" "	363	" " 1612	武田 亮造	" "	" "	1820	山林	247	" "	" "
" "	" "	1306-2	" "	409	" " 1169	吉田 幸隆	44. 10. 27	岩橋	1817-1	畑	608	" " 1152	岩橋 和好
" "	" "	1305-2	" "	228	" "	" "	" "	" "	1818-2	" "	363	" "	" "
" "	" "	1304-2	" "	208	" "	" "	" "	" "	1818	" "	859	" "	" "
" "	" "	1398<2	" "	327	" " 1059	松本 清	" "	" "	1421	" "	353	" "	" "
" "	" "	1395-2	" "	254	" " 1770	木村 光義	44. 11. 12	岩橋	1267-2	田	569	大阪府東大阪市大蓮	松坂松太郎
44. 7. 15	岩橋	1394-2	田	317	" " 1692	藤本 純一	44. 11. 17	岩橋	1334-4	田	22	和歌山市岩橋1733	林 庸一
" "	" "	1397-2	" "	390	" " 1691	武田 清	44. 11. 21	岩橋	1388-2	田	244	" 八軒丁 1	落合 恒男
" "	" "	1311-2	" "	708	" "	" "	" "	" "	1389-2	" "	238	" "	" "
" "	" "	1392-2	" "	416	" " 1599	松坂純太郎	" "	" "	1390-2	" "	221	" "	" "
44. 8. 11	岩橋	1347-2	田	3	" 秋月 51	坂井 一郎	44. 12. 1	岩橋	1338-2	田	121	" 雄松町 6-9	林 芳喜代
" "	" "	1255	" "	211	" 鳴神 867	川口 正明	" "	" "	1339-2	" "	593	" "	" "
" "	" "	1256	" "	555	" "	" "	" "	" "	1340-2	" "	37	" "	" "
44. 8. 15	岩橋	1816-2	畑	829	" 岩橋1108	岩橋光太郎	44. 12. 2	岩橋	1260-2	田	125	" 岩橋 397	南 半三郎
44. 8. 25	岩橋	1826	山林	393	" " 1147	岩橋 秀臣	44. 12. 9	岩橋	1307-2	田	634	" " 1694	前田 博

44. 12. 11	岩 橋	1337-3	田	399	和歌山市岩橋1716	田口 数美
44. 12. 19	岩 橋	1420	畑	393	" " 1127	山田 正作
44. 12. 23	岩 橋	1399-2	田	854	" " 1709	藤本力ナエ
44. 12. 27	岩 橋	1260	山 林	1,137	東京都新宿区中落合1	安藤 直美
"	"	1261	墳墓地	836	"	"
45. 1. 26	岩 橋	1390-1	田	617	和歌山市八番丁1	落合 恒男
"	"	1388-1	"	1,325	"	"
"	"	1389-1	"	1,261	"	"
45. 2. 7	岩 橋	1257合併	畑	2,350	" 新道4-14	明楽はま子
45. 3. 24	岩 橋	1411	"	320	" 岩橋1108	岩橋光太郎
45. 4. 10	岩 橋	1265	田	224	" " 1580	岩中 敏一
"	"	1263-2	"	601	"	"
45. 4. 23	井 辺	645	山 林	2,690	" 井辺 524	井辺 恵一
"	"	646-2	"	3,537	"	"
"	"	642	"	1,438	" " 476	宮井 秀夫
"	"	574-3	"	471	" " 478	田村 政一
"	"	576-3	"	466	" " 525	曾根 光彦
"	森	1695-2	山 林	107	" 西 1370	南村日出子
"	井 辺	631-2	"	83	" 井辺 532	井辺 絵子
45. 4. 28	井 辺	644	山 林	2,710	大阪市住吉区万代東4	土屋 才が
45. 5. 7	森	1647	山 林	423	和歌山市森小手穂1295	森 武夫
45. 6. 5	森	1747-2	山 林	2,440	" " 1277	鈴木 信一
"	"	1752-2	"	628	"	"
"	"	1753-2	"	1,965	"	"
"	"	1754-2	"	1,823	"	"
45. 6. 15	寺 内	869-33	山 林	128	" 寺内 329	岡崎 徳一
"	"	869-31	"	1,607	" 西 469	谷口 市楠
"	"	869-32	"	1,444	"	"
"	鳴 神	204-2	"	1,199	" 鳴神1196	前島 義彦
"	寺 内	869-29	"	156	" 森小手穂525	辻 親一
"	井 辺	577-2	"	591	" 井辺 522	井辺 明
"	"	575-3	"	1,184	"	"
"	寺 内	869-34	"	402	" 寺内 541	森 栄次
"	井 辺	632	"	1,527	" 井辺 501	瀬戸 市
"	"	576-2	"	224	横浜市港南区日野町	宮本英治郎
"	"	574	"	280	"	"

45. 6. 15	井 辺	643	山 林	3,110	和歌山市井辺 524	井辺 恒夫
"	森	1721	"	717	吹田市千里山347	森 利政
"	"	1650-2	"	670	"	"
"	"	"	"	515	"	"
45. 6. 19	森	1723	山 林	366	和歌山市森小手穂1187	森 正輔
"	"	1746-2	"	5,802	"	"
"	"	1649	"	466	" " 1293	森 肇
"	"	1648	"	350	" " 1293	森 隆太郎
"	"	1690	"	459	" 寺内 463	森 国一
"	寺 内	860-30	"	1,407	" " 397	相坂 政男
"	森	1691	"	426	" " 416	佐山覺之助
"	"	1692	"	568	" " 1271	宮本 仙助
"	"	1693	"	505	" " 1209	土井コヲウ
45. 6. 22	森	1719-2	山 林	145	和歌山市森小手穂 1174	大畑 房一
"	"	1720-2	"	313	" " 1270	宮本千代一
"	"	1696-2	"	135	" " 1183	上西 春一
"	"	1718-2	"	27	" " 1192	坂口 益男
"	"	1722	"	945	" " 1219	森 内市
"	"	1694	"	390	" " 728	森 藤太郎
"	"	1651	"	300	" " 1197	岡本 守雄
"	"	1652	"	340	"	"
45. 7. 2	森	1678	山 林	535	和歌山市友田町4	岩倉 秀行
"	"	1679	"	532	"	"
"	"	1680	"	429	"	"
"	"	1681	"	218	"	"
"	"	1682	"	347	"	"
45. 7. 5	岩 橋	1792	山 林	1,388	和歌山市岩橋 1129	岩橋 忠昭
47. 3. 31	岩 橋	1835-18	山 林	5,586	和歌山市出島 57	辻本 春雄
"	"	1835-19	"	892	"	"
"	"	1835-14	"	5,576	" " 38-1	第一石産株式 会社
47. 4. 1	岩 橋	1835-18	山 林	5,543	和歌山市出島 57	辻本 春雄
48. 3. 30	岩 橋	1835-20	山 林	10,191	和歌山市出島 57	"
"	"	1835-21	"	2,944	"	"
"	鳴 神	340-2	"	5,330	" " 38-1	第一石産株式 会社
"	"	334	"	2,323	"	"
"	"	335	"	2,657	"	"
"	"	336	"	2,267	"	"

48. 3. 30	鳴 神	337	山 林	1,467	和歌山市出島 38-1	第一石産株式 会社
"	"	338	"	1,097	"	"
"	"	339	"	5,054	"	"
合 計		180筆		518,171		

オ 先行取得

契約はその年度計上された予算の範囲内で補給するのが原則であるが、年度ごと区分して買上げるときは地価騰起等が予想されるので、経済効果を勘案の上、昭和44年度当初に全体用地費見込額を県議会の債務負担議決をえて、その年度に計上された予算以上のものは、県開発公社資金によって先行取得し、次年度予算計上され第7年7分5厘の半年複利利息を付して開発公社から再取得してきた。

県開発公社先行取得用地およびこの再取得状況

		国庫補助事業用地	県単独事業用地	合 計
先行取得	面 積	133,614㎡	19,529㎡	153,143㎡
	金 額	109,569円	6,250円	172,069円
再取得状況	44	面 積	-	13,112㎡
		金 額	-	3,478円
	45	面 積	9,728㎡	5,709㎡
		金 額	8,753円	2,563円
	46	面 積	3,632㎡	-
		金 額	3,103円	-
	47	面 積	-	708㎡
		金 額	-	2,150円

カ 補 償

計画地域内山麓部の畑地約400アールには、柑橘を主とした果樹が栽培されていて、果樹補償が主な補償対象物件であるが、その他物件および墓地の移転、水路の付替え等の工事補償もあり、物件ごとの補償状況は次のとおりである。

補 償 物 件 表

果 樹 補 償			そ の 他 補 償		
樹 種	数 量	補 償 額	物 件	数 量	補 償 額
本 円					
み かん	2,185	16,471,100	植 木	2 (134本)	424,800
夏 柑	17	102,200	小 舎	4 (4棟)	359,600
金 柑	16	51,900	井 戸	5 (5ヶ)	436,300
八 朔	199	250,650	水 槽	5 (5ヶ)	388,100

三 宝 柑	2	9,000	肥 溜	1件 (1ヶ)	70,300
ボ ン 柑	2	3,200	給 水 管	3 (750m)	50,000
な つ め	1	4,100	杭	1 (45本)	82,100
桃	13	58,100	墓 地 建 物	1 (2棟)	313,450
す も	3	10,000	墓 地 移 転	1 (101基)	3,714,600
梅	23	65,600	導 水 路 付 替	1	1,199,800
柿	336	1,232,500	地 防 道 路 付 替	1	1,400,000
梨	1	1,800	堤 体 補 修	1	2,000,000
			水 利 補 償	10	70,704
			そ の 他	1	52,605
小 計	2,798	20,516,000	小 計	37	10,022,559
			合 計		30,538,559

キ 取得面積及び取得経費

当初買上計画を変更し、大谷山地区5万平方メートル余を追加買上げたため(工、契約の項詳述)買上面積の当初計画面積に対する比率は102%となった。

年次別買上面積、経費および地目別内訳は次のとおりである。

年次別買上面積および買上費

		国庫補助事業 (指定地)					(千円)
区分	年度	43	44	45	46	47	計
土地購入費		49,321	87,412	83,513	66,804	102,958	390,008
補償費		-	106,665	16,818	-	-	27,483
その他経費		26,79	1,923	6,314	3,998	343	15,257
計		52,000	100,000	106,645	70,802	103,301	432,748
買上面積		132,194	157,705	105,531	48,381	38,893	482,704㎡

県費単独事業 (指定地外)

		国庫補助事業 (指定地外)					(千円)
区分	年度	43	44	45	46	47	計
土地購入費		17,131	55,412	25,562	-	2,150	100,255
補償費		1,202	1,783	71	-	-	3,056
その他経費		-	-	416	-	82	498
計		18,333	57,195	26,049	-	2,232	103,809
買上面積		10,611	18,439	5,709	-	708	35,467㎡

地目別買上用地

地 目	田	畑	山 林	雑 種 地	墳 墓 地	公 園	計
面 積 [㎡]	18520	41,039	455,369	1,077	1,965	201	518,171

(2) 環境整備事業

昭和43年度から開始した用地買上事業と併行して、買上げを終わった地域から環境整備を進めてきたが、広範な区域を一挙に整備することは不可能で、史跡公園として整備を要する施設または区域の中、急を要するものから重点的に整備を実施し、紀伊風土記の丘管理事務所を設置後は、公園整備事業として年々整備を進めている。

昭和43年度から実施してきた環境整備事業は、次のとおりである。

(単位：千円)

種 別	昭 43	昭 44	昭 45	昭 46	昭 47	計
ア 国庫補助 環境整備事業	25,000	25,000	-	-	-	50,000
イ 国庫補助 民家移築事業	-	10,000	26,000	20,764	8,756	65,520
ウ 県単独 環境整備事業	8,675	23,555	28,338	22,527	-	83,115
エ 県単独 資料館建設事業	-	-	150,000	-	-	150,000
計	33,675	58,555	204,338	43,291	8,756	348,635

ア 国庫補助環境整備事業

文化庁の風土記の丘建設事業承認にともない、環境整備事業として5千万円の補助事業(50%補助)が承認された。

この補助事業は、昭和43、44両年度に各2千5百万円の事業として確定されたものであるが、用地買収の都合により、昭和43年度事業の一部を、次年度に繰越して完成した。

国庫補助環境整備事業内訳

(単位：千円)

事業名	昭 43	昭 44	計
(ア) 古墳修復事業	2,000	-	2,728
(イ) 園路造成事業	6,400	(5,300)	2,750
(ウ) 植物園造成事業	4,950	(2,700)	2,625
(エ) 民家移築事業	4,805	-	7,825
(オ) 諸施設設置事業	3,935	(2,700)	2,400
(カ) その他	2,910	(800)	8,832
計	25,000	(11,500)	25,000

(ア) 古墳修復事業

岩橋千塚古墳群には、前方後円墳をはじめ、円墳、方墳等があり、内部構造には竪穴式石室、横穴式石室、箱式石棺等多様な古墳があるが、殆んど例外なく長年月の間に虚掘され、盗掘口は大きな口をあけ、古墳の原形が壊れている。

この中、代表的な古墳17基を選定して原形に復した、その断学的な配慮をもって、石室内部構造を見学できるようにした。

番号	修復古墳	外 形	内部構造	番号	修復古墳	外 形	内部構造
1	前山A23号墳	円 墳	横穴式石室	10	前山A67号墳	円 墳	横穴式石室
2	" A24 "	"	"	11	" A100 "	"	箱 式 棺
3	" A32 "	"	"	12	" A108 "	"	竪穴式石室
4	" A39 "	"	"	13	" A111 "	"	"
5	" A46 "	"	"	14	" B53 "	前方後円墳	横穴式石室
6	" A47 "	"	竪穴式石室	15	" B112 "	"	"
7	" A56 "	"	横穴式石室	16	" B130 "	円 墳	竪穴式石室
8	" A64 "	"	竪穴式石室	17	" B131 "	"	横穴式石室
9	" A65 "	"	"				

(イ) 園路造成事業

園内の散策用または連絡路として、3本の幹線園路および要所に古墳群探勝のため小園路を造成したが、幹線園路は市員3m、その中1本は緊急等の場合に備えてコンクリート舗装し、他は環境に調和した砂利敷園路を設置した。

番号	設置園路	延 長	路 面	備 考
1	1号園路	713.4m	コンクリート舗装	入口より頂上部へ登る園路
2	2号園路	1,151.6	砂 利 敷	1号園路終点より山渡部取道園路
3	3号園路	1,094.1	砂 利 敷	2号園路終点より入口部へ下る園路

(ウ) 植物園造成事業

山麓部に植物園2面を造成したが、1面は万葉植物園として、本県に自生する万葉植物を自然の姿でのこし、他の1面は百樹の森として全国都府県より献木された「似の木」を植樹した。

万葉植物園には、万葉集より選定した歌5首を碑に刻んで歌碑5基を設置した。

○磯かげの 見ゆる池水 照るまでに 咲ける馬酔木の 散らまし惜しくも

甘南備伊香人 (巻20)

○春雨に 争ひかねて 吾がやどの 桜の花は 咲きそめにけり

読人しらす (巻10)

○古の人の描えけむ 杉が枝に 霞たなびく 春は来ぬらし

柿本人麻呂 (巻10)

○み熊野の浦の浜木綿 百重なす 心は念へど 直に逢はぬかも

柿本人麻呂 (巻4)

○春されば 先づ咲く宿の 梅の花 ひとり見つや 春日暮らきむ

山上憶良 (巻5)

番号	設置植物園	面積	備考
1	万葉植物園	1,650㎡	本県に自生する万葉植物園
2	百樹の森	1,650㎡	全国都道府県「県の木」

(二) 民家移築事業

県内の民家と、民俗資料の保存をはかり、農家の発展過程を知るために、県指定建造物のうち、江戸時代中期の建造にかかる代表的な農家2棟を移築し、屋内は農家生活の推移を理解するための民俗資料を蒐集展示した。

番号	移築民家	構造	面積	旧所在地
1	農家2間取 (旧小早川家住宅)	木造草葺 平家建	38.1㎡	日高郡中津村三佐274 (昭和44年6月県指定文化財)
2	農家3間取 (旧谷村家住宅)	木造草葺 平家建	65.7㎡	有田郡清水町栗生937 (昭和44年6月県指定文化財)

(三) 諸施設設置事業

園内の休憩設備として水飲場、便所等を付設した休憩所2棟を設置した。

番号	設置施設	構造	面積	備考
1	大休憩所	鉄筋コンクリート造	67.5㎡	
2	小休憩所	〃	6.6㎡	

(四) その他事業

風土記の丘入口部に標石を設置し、園内の必要な個所に休憩用ベンチ、案内標識板を設置した。

イ 国庫補助民家移築事業

史跡公園紀伊風土記の丘にふさわしい環境造りのため、さきに県指定民家2棟を園内に移築したが、さらに建造物保存整備国庫補助事業(建造物65万、防災50万補助)として、県内にあつた国指定重要文化財建造物のうち、代表的な民家2棟を移築し、これに防災施設を設置した。

国庫補助民家移築(建造物保存整備)事業内訳

(単位:千円)

事業名	年度	昭44	昭45	昭46	昭47	計
(ア) 重要文化財民家移築事業		10,000	26,000	16,000	-	52,000
(イ) 民家防災事業		-	-	4,764	8,756	13,520
計		10,000	26,000	20,764	8,756	65,520

(ア) 重要文化財民家移築事業

県内にある国指定重要文化財建造物のうち、江戸時代末期の建造にかかる代表的な町家(商家)および漁家各1棟を移築し、屋内に商家・漁家が使用した民俗資料を展示した。

番号	移築民家	構造	面積	旧所在地
1	町家 (旧御川家住宅) (全前蔵)	木造瓦葺2階建 木造瓦葺2階建	229.8 125.0	海南市黒江693 (昭和44年3月重要文化財指定) (昭和45年6月重要文化財指定)
2	漁家 (旧谷山家住宅)	木造瓦葺2階建	214.4	海草郡下津町塩津168 (昭和44年3月重要文化財指定)

(イ) 民家防災事業

県内より移築した民家の保存をはかるため、防災施設を設置した。

番号	防災施設	備考	個数
1	自動火災報知設備	差動式分布型感知器 差動式スポット型感知器 空気管	6個 11個 460m
2	避雷設備	棟上棟体による避雷針設備 バンガードマスト	3棟 1基
3	消火栓設備	有効内容積200㎡貯水槽 自然流下式単口地上式消火栓	1基 6ヶ所

ウ 県単独環境整備事業

史跡公園内で、特別史跡に指定されていない付帯地域の環境整備事業ならび指定地内の国庫補助の対象外とならない事業は、県単独事業で環境整備を実施した。

県単独環境整備事業

事業名	年度	昭43	昭44	昭45	昭46	計
(ア) 進入道路造成事業		3,240	2,040	7,263	7,791	40,334
(イ) 民家買上事業		3,280	-	-	-	3,280
(ウ) 駐車場造成事業		-	-	6,960	3,869	10,829
(エ) 眺望園地造成事業		-	-	3,782	-	3,782

(カ) 園路整備事業	-	-	-	2,475	2,475
(ク) 防火帯設置事業	-	-	-	789	789
(キ) 前庭部整備事業	-	-	-	3,398	3,398
(ク) 笹草除去事業	-	-	4,589	1,420	6,009
(ク) 植樹・植栽事業	-	-	1,636	1,000	2,636
(ニ) 境界石杭・構設置事業	-	-	3,793	-	3,793
(サ) その他事業	2,175	1,515	315	1,785	5,790
計	8,695	23,555	28,338	22,527	83,115

(ア) 進入路造成事業

県道井ノ口 - 秋月線より公園入口まで平均巾員20m、延長683mの進入路を造成。
途中駐車場までは車道の片側に歩道を設け、駐車場からは一般車の進入を止め、緑地帯により
車道と散策道路を分離

(イ) 民家買上事業

紀伊風土記の丘に移築するため県内の重要文化財または県指定民家4棟を現地において買上

(ロ) 駐車場造成事業

進入道路途中に3,203㎡、80台駐車可能な舗装駐車場を造成、構内に便所設置

(ハ) 展望園地造成事業

進入路東側、紀伊風土記の丘を一望できる4,400㎡の丘腰部に展望園地を造成、休憩用ベンチ等を設置

(ケ) 園路整備事業

資料館周辺の小園路舗装、敷石、石橋、側溝の整備

(コ) 防火帯設置事業

紀伊風土記の丘建設用地と民有地の境界に沿って、巾10m、延長1,500mの防火帯設置。
珧樹を植栽

(カ) 前庭部造成事業

資料館前庭部を整地、日本庭園、業務用駐車場造成

(ク) 笹草除去事業

施設周辺および幹線園路両側の景観と火災予防上から約2,500㎡の地域の笹草除去

(ク) 植樹・植栽事業

万葉植物園、民家周辺、資料館前庭部および園路両側露出部の景観整備のため献木植栽なら
びに景観に調和した樹木の植栽

(ニ) 境界石杭・構設置事業

鉄筋コンクリート製境界杭415本埋設
延1,005mの盗難防止用フェンス設置

エ 資料館建設事業

風土記の丘建設の目的である地方文化の所産としての遺跡と資料の一体保存および普及活用を
図るため、資料館を建設することになったが、当初建設委員会からの答申に基き、建設場所およ
び外観については、とくに古墳群の景観に影響を及ぼすことのないよう配慮がなされた。

この資料館は、紀伊風土記の丘の中心となる建物で、館内には付近の出土品や県内出土の考古
資料・古代生活の関連を示す民俗資料等を収蔵展示し、園内の貴重な古代遺跡と一体的に保存し
て、広く一般に公開し、生きた文化財学習の場として役立てようとするものである。

建設工事は、昭和45年11月17日起工式を挙行し、翌46年8月2日竣工した。

建物の外観は、弥生時代の高床式倉庫をモデルとして設計し、外装は古墳の石室にみられる
小口積みまをまね、雑賀崎産の青石(緑泥片岩)を積重ね壁とした。

窓には和歌山市有本より出土した銅鐸にみられる双頭渦文を図案化した面格子を収付けている。

なお、この資料館の建設費は、郷土出身、松下幸之助氏のご寄付になるもので、記念してこの
館を松下記念資料館と名付けることになった。

資料館の概要

工事場所 和歌山市岩橋1411番地

敷地面積 5,482.7平方メートル

構造 鉄筋コンクリート造平家建一部地階(ピロティ階)

延床面積 1,687.3平方メートル

建築面積 1,592.5平方メートル

内訳 ピロティ階 1,69.9平方メートル

1 階 1,517.4平方メートル

(ピロティ面積) 485.4平方メートル

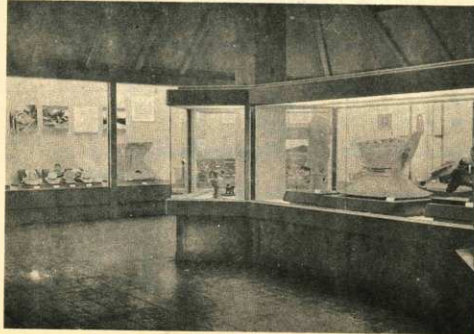
工事費 150,000,000円

ピロティ階			1 階	
1	倉 庫	33.1㎡	1	展 示 室 (1) 319.0㎡
2	機 械 電 気 室	74.6㎡	2	展 示 室 (2) 132.4㎡
3	そ の 他	72.2㎡	3	展 示 室 (3) 66.2㎡
			4	収 蔵 庫 32.4㎡
			5	書 庫・資料保管室 132.4㎡
			6	資 料 整 理 室 124.3㎡
			7	研 究 員 室 82.9㎡
			8	写 真 室 25.1㎡
			9	事 務 室 55.2㎡
			10	会 議 室 55.2㎡
			11	研 修 室 55.2㎡
			12	倉 庫 28.5㎡
			13	ホ ー ル・そ の 他 408.6㎡

開園式風景



開園特別展



(1) 資料館展示企画委員

当初計画の環境整備事業が進捗し、資料館の建設工事も内装工事にかかり、昭和46年7月末をもって完了する見通しとなったので、8月上旬を目途に紀伊風土記の丘を開園することとし、開園を記念して資料館において記念展を開催するため、展示企画委員会を設置することになり、昭和46年6月21日、和歌山県立紀伊風土記の丘資料館企画委員会要綱が制定され、同日付をもって20人の展示企画委員が委嘱された。

この委員会は、開園記念展「原始・古代の紀伊国」を企画し、記念展終了の昭和46年10月31日解散した。

和歌山県立紀伊風土記の丘資料館展示企画委員会要綱

(設置)

第1条 和歌山県立紀伊風土記の丘資料館(以下「資料館」という。)における展示に関する事務の推進を図るため、和歌山県立紀伊風土記の丘資料館展示企画委員会(以下「企画委員会」という。)を設置する。

(業務)

第2条 企画委員会は資料館における展示に関し、次に掲げる事項について調査審議する。

- 一 資料館陳列品の収集・保管・展示および解説に関すること。
- 二 その他資料館における展示に関し必要な事項

(組織)

第3条 企画委員会は委員20人以内で組織する。

2. 委員は、県の職員および学識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。
3. 委員会に委員長1人、副委員長2人を置く。
4. 委員長および副委員長は、委員の互選による。
5. 委員長は全務を総理し、委員会を代表する。
6. 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する副委員長がその職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から昭和46年10月31日までとする。

(会議)

第5条 企画委員会会議は、必要に応じ随時に開催する。

2. 委員長は、会議を招集し、その議長となる。
3. 委員長は、事案に応じ適当と認める委員を指名して招集することができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は文化財課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、昭和46年6月21日から施行する。

和歌山県立紀伊風土記の丘資料館展示企画委員会委員

氏 名	役 職	氏 名	役 職
安 藤 精 一	県文化財専門審議会委員	坪 井 清 足	県文化財専門審議会委員
上 野 元	新宮市文化財保護委員	出 水 清 治	県教育次長
堀 野 正 信	県文化財専門審議会委員	東 条 光 顕	無量寺住職
栗 栖 安 一	委員長	中 沢 哲 夫	県副知事
伊勢田 進	田辺市文化財保護委員	藤 沢 一 夫	県文化財専門審議会委員
藤 原 四 郎	熊野郡智大社宮司	末 永 雅 雄	関西大学名誉教授
釈 秀 伝	高野山文化財保存会々長	宮 田 啓 二	和歌山市文化財保護委員
曾我部 玄 雄	田辺市高山寺住職	山 本 智 教	県文化財専門審議会委員
巽 三 郎	県文化財専門審議会委員	和 中 金 助	県文化財研究会長
田 中 敬 忠		平 山 敏 次 郎	大阪市立博物館長

(2) 開 園 式

昭和43年度から4ケ年継続事業として建設を進めてきた紀伊風土記の丘の主要部分は、予定通り環境整備が進捗してきたが、範囲が広大なため全体の環境整備は年を追って整備を進めてゆくこととし、中心建造物である資料館の竣工を機として開園することになり、昭和46年8月2日を開園式と定められた。

昭和42年8月9日、「風土記の丘」建設調査委員会が設置されてから4ケ年の歳月と8億円(開園式の時期まで)の巨費を投じて、ここに一先づ開園にこぎつけた。

開園式典は8月2日午前11時より、資料館前広場の大天幕張り特設会場で、来賓・関係者450人参列の上、京都平安雅楽会の雅楽演奏の裡に開始、資料館のテラコッタとともに日本の国鳥である雄雉の放鳥を合図に資料館の開園記念特別展が開催された。

開 園 式 次 第

和歌山県知事 大橋正雄 挨拶

和歌山県教育委員会委員長 松林芳美 挨拶

和歌山県教育委員会文化財課長 前田敏郎 経過報告

知事、教育委員長より感謝状贈呈

用地売渡協力者 99名

民家売渡協力者 4名

資料館展示出陣者 83名

民俗資料等寄贈者 15名

建設従事関係業者 14名

資料館建設資金寄付者 松下幸之助殿

資料館建設監督者 浦辺鎮太郎殿

資料館建設業者 島田 正己殿

歌碑揮ごう者 天石 弘殿

来賓祝辞

文化庁長官(代理) 今 日出海殿

和歌山県議会議長 妙中 正一殿

和歌山県市長会々長 宇治田三三殿

和歌山県町村長会々長 森田 清一殿

和歌山県文化財研究会長 和中 金助殿

和歌山市木本 木本獅子舞保存会

県指定無形文化財 木本獅子舞 演能

文化庁長官・和歌山県知事・和歌山県教育委員会委員長の資料館テラコッタ

参列者資料館入場

文化庁長官祝辞

本日、紀伊風土記の丘開園にあたり一言お祝いを申し上げます。

我々の祖先の永年にわたる文化的活動の所産であり、今日および将来にわたる文化的発展の基盤となる文化財を保護し、これを後世に伝えることは、現代に生きる者に課せられた使命であると考えます。

近年わが国経済は、目覚ましい成長をとり、宅地・工場用地の造成等各種の開発事業が急速に進展いたしております。

これら開発事業の進展に伴い、文化財とくに古墳・貝塚・城跡等が集中して所在する地域においては、文化財をこれと一体となっている歴史的・自然的環境とともに保護することが強く要請されてまいりました。

これらの文化財の保護を図るに当たっては、単に保存されればよいというのではなく、保存と同時に活用という面から十分考慮され、国民一般にその文化財の価値があらわく理解され、多くの人々に親しまれるようにならなければならないと思います。

文化庁におきましては、この要請に応えるため、数年来各地方における歴史的・風土的特性をあらわす古墳等が集中的に所在する地域の広域的保存と、その環境整備を行ない、あわせてこの地域に地方文化の所産としての歴史的資料を収蔵展示するための資料館の設置を行ない周囲の自然環境と一体的に、これらの遺跡および資料等の保存と活用を図る「風土記の丘」の設置を推進してまいりました。

和歌山県におかれましては、昭和43年度から特別史跡岩橋千塚古墳群を中心とする約51万へ

クワールの地域に紀伊風土記の丘の設置をはじめられ、本日ここにめでたく開園の運びとなったものであります。

当紀伊風土記の丘は、歴史的にもきわめて意義深い地に位置し中心をなす古墳群を修復保存し、また地域住民の生活様式の推移を示す民家の移築、さらにこの地にふさわしい資料館をも配するなど種々の工夫がこらされ全国の風土記の丘の中でも最もよく整備されたものの一つとして将来が大いに期待されるものであります。

本日、この開園を心からおよろこび申し上げますとともに、この有意義な風土記の丘の設置にあられた県当局をはじめ、資料館の建設資金を寄付された方々および土地買上げにご協力くださいました地元の方々のなみなならぬご熱意とご協力を対し、深甚の敬意を表する次第であります。

今後は、全国に範たる風土記の丘として、一般に理解され親しまれるものとされるよう、これが管理にさらに意を尽くされ地域文化はもとより、広くわが国文化の向上発展に貢献されるよう希望してお祝いの言葉といたします。

昭和46年8月2日

文化庁長官 今 日出海

(3) 開園特別展

紀伊風土記の丘開園を記念して、資料館展示室において「原始・古代の紀伊国」の特別展を開催した。

展示資料は、本県における先土器時代から室町時代に至る各時代の生活様式を、一般来館者の理解を容易にするため、時代別・用途別に展示したが、出陳資料は、13部門、277種類、1,118点におよび、完備した資料館施設と相まって、本県における考古・民俗資料展示としては、最初の充実した展示となり、今後、県の博物館施設として活用される資料館の前進に、大きな期待を寄せられるところとなった。

出陳資料は、県内各地より出土した資料を主とし、若干これを補足するため、県外出土資料も加えたが、この展示のため県内外関係機関および関係者83名の方々により、関係資料の出陳を依頼し、協力をいただいたものである。

史跡公園紀伊風土記の丘開園記念特別展

原始・古代の紀伊国出陳資料

1. 食糧の獲得

先土器時代から古墳時代までの狩猟・漁撈および耕作等に使用の石、銅、鉄、骨、木器類

41種類 151点

2. 食生活の道具

縄文式時代から鎌倉時代までの食生活の道具に使用された土器類 56種類 85点

3. 塩づくり 古墳時代の製塩土器 7種類 67点

4. 生活用具の生産 縄文式時代から鎌倉時代までの生活を維持するために使用された石、鉄、

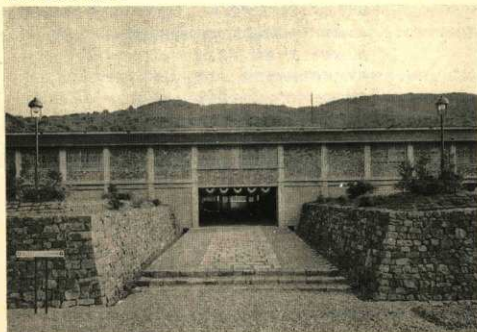
木器類の農具・工具 51種類 116点

5. 戦いの道具 縄文式時代から古墳時代までの石、金属の武器 19種類 19点

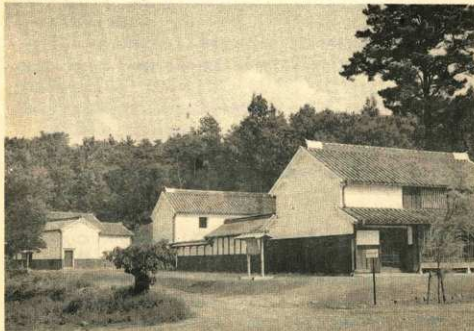
- | | |
|-------------|---|
| 6. 機 織 | 弥生式時代から平安時代までの機織用紡錘車および布 土器 6種類 7点 |
| 7. 装 身 具 | 縄文式時代から古墳時代までの装身用金環、勾玉等 17種類 312点 |
| 8. 呪術と祭祀 | 縄文式時代から古墳時代までの呪術や祭祀に用いられたと考えられる土偶、銅鐸等 23種類 283点 |
| 9. 習 俗 | 縄文式時代の技術頭蓋骨 1点 |
| 10. 寺 院 | 奈良時代の県内寺院跡より発掘の瓦、鰭尾等 14点 |
| 11. 経 塚 | 平安時代より室町時代までの経塚出土品 17種類 34点 |
| 12. 墳 墓 | 弥生式時代より奈良時代までの墳墓出土品 10種類 14点 |
| 13. 中央展示ケース | 弥生式時代、古墳時代出土品のうち、特に価値の高い、銅鐸、鏡、埴輪須恵器 15点 |

紀伊風土記の丘

紀伊風土記の丘資料館



重要文化財 旧柳川宅住宅



4. 管理組織

(1) 和歌山県立紀伊風土記の丘管理事務所

紀伊風土記の丘は、公共用に供することが決定されている行政財産であるが、これを管理するため、昭和46年3月6日、和歌山県立紀伊風土記の丘設置および管理条例が制定され、この条例は、県規則によって昭和46年8月1日から施行されることになった。

また、県条例にもとづき、紀伊風土記の丘管理規則が県教育委員会に所属する教育機関として運営されることになり、この管理の機関として、同規則で資料館内紀伊風土記の丘管理事務所が設置され、同日付をもって所長以下所長職員が発令された。

また、従来紀伊風土記の丘建設のため設置されていた紀伊風土記の丘建設事務室は廃止され、建設に関する残務事務は教育庁文化財課に引継がれた。

紀伊風土記の丘資料館の丘管理規則

(昭和四十六年紀伊風土記の丘設置条例第十四条)

(総則)

第一條 紀伊風土記の丘管理規則は、紀伊風土記の丘の設置及びその管理に関する事項を定めることとす。この規則は、紀伊風土記の丘の設置及びその管理に関する事項を定めることとす。

(組織)

第二條 紀伊風土記の丘は、紀伊風土記の丘として管理する。

(事務)

第三條 紀伊風土記の丘の事務は、紀伊風土記の丘の事務として管理する。

- 一 紀伊風土記の丘の事務は、紀伊風土記の丘の事務として管理する。
- 二 紀伊風土記の丘の事務は、紀伊風土記の丘の事務として管理する。
- 三 紀伊風土記の丘の事務は、紀伊風土記の丘の事務として管理する。
- 四 紀伊風土記の丘の事務は、紀伊風土記の丘の事務として管理する。
- 五 紀伊風土記の丘の事務は、紀伊風土記の丘の事務として管理する。

(罰則)

第四條 紀伊風土記の丘の設置及びその管理に関する事項は、紀伊風土記の丘の設置及びその管理に関する事項として管理する。

(附則)

第五條 紀伊風土記の丘の設置及びその管理に関する事項は、紀伊風土記の丘の設置及びその管理に関する事項として管理する。

附 則

この規則は、昭和四十六年八月一日、施行する。

和歌山県立伊弉冉土記の丘設置および管理条例の施行期日を定める規則

(昭和四十六年和歌山県条例第三十二号)

和歌山県立伊弉冉土記の丘設置および管理条例(昭和四十六年和歌山県条例第十五号)の施行期日は、昭和四十六年八月一日とする。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県立伊弉冉土記の丘管理規則

(昭和四十六年和歌山県教育委員会規則第二十二号)

(目 的)

第一条 この規則は、和歌山県立伊弉冉土記の丘設置および管理条例(昭和四十六年和歌山県条例第十五号。以下「条例」という。)施行その他の規定に基き、和歌山県立伊弉冉土記の丘(以下「墓土記の丘」という。)の管理に關し、生命・健康および他の事項に及ぼるものを含み、必要な事項を定めることと目的とする。

(事 務 法)

第二条 墓土記の丘の管理に關する事項をいふため、和歌山県立伊弉冉土記の丘管理事務所(以下「事務所」という。)を和歌山市長官邸第一四二番地と置く。

(市長・次長・各部長)

第三条 事務所は、市長・次長・各部長その他の事務の職務を司る。

2 市長は、所務を掌理し、事務職員を指揮監督する。

3 次長は、所務を掌理し、事務を統括し、事務に事務を掌理するもの、その職務を司る。

4 各部長は、上司の命を受け、その職務を掌理するもの、(以下「部長」という。)の職務を司る。市長は、部長を任命し、その職務を司るもの、(以下「部長」という。)の職務を司る。

(他の職員および事務職員)

第四条 事務所は、次の職を置く。

市長

次長

各部長

2 事務所にあつては、次の職務を司るもの。

1 市長の職務、事務を司るもの、(以下「市長」という。)

2 次長の職務、事務を司るもの、(以下「次長」という。)

3 部長の職務、事務を司るもの、(以下「部長」という。)

4 事務を司るもの、(以下「事務」という。)

5 事務を司るもの、(以下「事務」という。)

6 事務を司るもの、(以下「事務」という。)

7 事務を司るもの、(以下「事務」という。)

8 事務を司るもの、(以下「事務」という。)

1 事務を司るもの、(以下「事務」という。)

2 事務を司るもの、(以下「事務」という。)

3 事務を司るもの、(以下「事務」という。)

4 事務を司るもの、(以下「事務」という。)

5 事務を司るもの、(以下「事務」という。)

6 事務を司るもの、(以下「事務」という。)

7 事務を司るもの、(以下「事務」という。)

8 事務を司るもの、(以下「事務」という。)

(事務)

事務を司るもの、(以下「事務」という。)

2 事務を司るもの、(以下「事務」という。)

(事務)

事務を司るもの、(以下「事務」という。)

2 事務を司るもの、(以下「事務」という。)

(事務)

事務を司るもの、(以下「事務」という。)

1 事務を司るもの、(以下「事務」という。)

2 事務を司るもの、(以下「事務」という。)

3 事務を司るもの、(以下「事務」という。)

4 事務を司るもの、(以下「事務」という。)

5 事務を司るもの、(以下「事務」という。)

6 事務を司るもの、(以下「事務」という。)

7 事務を司るもの、(以下「事務」という。)

8 事務を司るもの、(以下「事務」という。)

9 事務を司るもの、(以下「事務」という。)

10 事務を司るもの、(以下「事務」という。)

11 事務を司るもの、(以下「事務」という。)

12 事務を司るもの、(以下「事務」という。)

13 事務を司るもの、(以下「事務」という。)

14 事務を司るもの、(以下「事務」という。)

(事務)

事務を司るもの、(以下「事務」という。)

1 事務を司るもの、(以下「事務」という。)

2 事務を司るもの、(以下「事務」という。)

3 事務を司るもの、(以下「事務」という。)

4 事務を司るもの、(以下「事務」という。)

5 事務を司るもの、(以下「事務」という。)

6 事務を司るもの、(以下「事務」という。)

7 事務を司るもの、(以下「事務」という。)

8 事務を司るもの、(以下「事務」という。)

2 庶務課は、所長の命令に服し、事務全般を掌理するものとする。又、庶務課長は、所長の命令に服し、庶務課の事務を掌理するものとする。

3 庶務課は、所長の命令に服し、庶務課の事務を掌理するものとする。又、庶務課長は、所長の命令に服し、庶務課の事務を掌理するものとする。

4 庶務課は、所長の命令に服し、庶務課の事務を掌理するものとする。又、庶務課長は、所長の命令に服し、庶務課の事務を掌理するものとする。

5 庶務課は、所長の命令に服し、庶務課の事務を掌理するものとする。又、庶務課長は、所長の命令に服し、庶務課の事務を掌理するものとする。

6 庶務課は、所長の命令に服し、庶務課の事務を掌理するものとする。又、庶務課長は、所長の命令に服し、庶務課の事務を掌理するものとする。

7 庶務課は、所長の命令に服し、庶務課の事務を掌理するものとする。又、庶務課長は、所長の命令に服し、庶務課の事務を掌理するものとする。

8 庶務課は、所長の命令に服し、庶務課の事務を掌理するものとする。又、庶務課長は、所長の命令に服し、庶務課の事務を掌理するものとする。

9 庶務課は、所長の命令に服し、庶務課の事務を掌理するものとする。又、庶務課長は、所長の命令に服し、庶務課の事務を掌理するものとする。

10 庶務課は、所長の命令に服し、庶務課の事務を掌理するものとする。又、庶務課長は、所長の命令に服し、庶務課の事務を掌理するものとする。

11 庶務課は、所長の命令に服し、庶務課の事務を掌理するものとする。又、庶務課長は、所長の命令に服し、庶務課の事務を掌理するものとする。

2 紀伊風土記の丘資料館協議会

史跡公園「紀伊風土記の丘」を管理する紀伊風土記の丘管理事務所は、資料館内に設置され、公園管理のセンターとして所長ほかの職員が任命されているが、資料館そのものは考古資料・民俗資料を収集・保管し、教育的配慮の下に一般公衆の利用に供する博物館施設であり、博物館法による博物館として昭和47年6月20日登録された。そのため、博物館の規定による博物館協議会として、資料館の運営に関し、所長の諮問に応じ、所長に対して意見を述べる機関の紀伊風土記の丘資料館協議会が設置された。

和歌山県立紀伊風土記の丘資料館協議会設置要綱

(設置)

第1条 和歌山県立紀伊風土記の丘管理事務所（以下「管理事務所」という。）の管理にかかる資料館の運営について、管理事務所長（以下「所長」という。）の諮問に応ずるとともに、所長に対して意見をのべる機関として、和歌山県立紀伊風土記の丘資料館協議会（以下「協議会」という。）

を置く。

(組織等)

第2条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、学校教育および社会教育関係者ならびに学識経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。

3 協議会に、会長1人、副会長1人を置く。

4 会長および副会長は、委員の互選による。

5 会長は、協議会の会長の議長となり、会務を総理し、協議会を代表する。

6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会議)

第4条 協議会は、所長が招集する。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、管理事務所において処理する。

(権限)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、所長が協議会に議決する。

付 則

この要綱は、昭和47年4月1日から施行する。

和歌山県立紀伊風土記の丘資料館協議会委員

氏 名	役 職
安 藤 精 一	和歌山県文化財専門審議会委員長
石 井 堅 蔵	
近 藤 本 昇	高野山文化財保存会々長
興 三 郎	和歌山県文化財専門審議会委員
坪 井 清 足	"
内 藤 俊 彦	和歌山県教育委員会委員長
中 沢 哲 夫	和歌山県副知事
平 山 敏 市郎	和歌山県文化財専門審議会委員
藤 沢 一 夫	"
堀 勝	"